

## 会社にお勤めの方へお子様の医療費についてお知らせ

当村では、中学三年生までのお子様の医療費について、一部負担金を支払われた後に、申請に基づき助成を行っております。しかし、震災以降、会社にお勤めの方に、医療費の一部負担金を免除する証明書を発行してもらえる可能性があります。

この免除証明書があれば、窓口でお金を払う必要が無いため、村へお子様の医療費助成の申請をする手間を省けることから、まだお持ちでない方は免除証明書の申請をお勧めします。

申請先は、お勤め先、もしくは保険証の発行元（全国健康保険協会〇〇支部・△△健保組合・□□共済組合）になりますので、御希望の方はそちらへお問い合わせください。

※医療保険者（保険証の発行元）により該当要件や手続方法などが異なりますのでご注意ください。

# かえる かわうち かわら版<sup>No. 15</sup>

川内村災害対策本部  
平成23年12月15日発行

## 中学生の税の作文 国税庁長官賞 受賞

川内中学校 3年、菅波亨平君は（下川内坂シ内）9月まで避難をしていた、長野県の中学校で税の作文に応募し、国税庁長官賞に輝きました。

現在は、菅波君は川内中学校（郡山市逢瀬中学校）通学しており、校長室での賞状の伝達となりました。

「将来は、福島復興に役立つ仕事に就きたい」と力強い言葉をいただきました。



震災で気付いたこと

川内村立川内中学校

3年2組 菅波 亨平

税金なんて知らない。

少し前まで、僕はそう思っていました。税金なんてあっても、無駄に使って、いらぬ物を作るだけで、人々の生活を圧迫するだけのいらぬお金だと思っていました。でも、自分が体験したある出来事で税金がどれだけ自分達の生活の助けになっているかを思い知りました。

そのある出来事というのは、今年最大の悲劇である東日本大震災のことです。

震災当時、福島の川内村に住んでいた僕は震災によって長野県の祖父母の家に避難しました。そして、何日たっても一向に好転しない原子力発電所のニュースを聞いて、やっぱり税金なんかんの役に立たないんじゃないかという思いが強くなりました。だけど、あるテレビ番組で放送された2枚の写真のエピソードを聞いて、税金のありがたさを痛感しました。その写真というのは、震災の被害を受けた東北のある高速道路の写真で、片方は震災直後に撮影された写真、もう片方は震災からわずか一週間後に撮影された同じ場所の写真でした。震災直後に撮影された方

は道路の一部が盛り上がったたり、落ちくぼんだりして、とても車が走れるような状態ではありませんでした。しかし一週間後の写真を見ると、震災の被害をつける前の真っ平らな道路に戻っていました。そして、自衛隊が支援物資を届ける手助けになったと言っていました。それを見て、東北地方の復興に税金が関わっていることにただただ驚きました。そして、初めて税金がどれだけ自分達の生活に関係しているのか調べてみたいとおもいました。その後、図書館やコンピューター、社会の授業などで税金のことが少しずつ分かっていくたびに、自分は税金のおかげでこうして便利で安全な暮らしをしているということに気付きました。

税金と一口にいても、様々な種類があります。消費税、所得税、法人税、なかにはたばこ税、酒税、入湯税などの特定の物にかかる税もあります。

税の種類も様々なならば、税の使い方様々です。老人ホームや看護施設を作ったり、先程の写真のように、道路の整備や修理にあてられたり、火事や災害で家を失ってしまった人への負担金にもなります。

このように、知らないようで、いざという時に必要となる使い道、絶対にこれは税金を使うべきだという使い道があります。自分達にとって最も身近な学校も税金によって作られ、自分達が教育を受けることができるのも税金のお陰であると思います。経済がとて苦しい今の日本では税金は「とられる」ものではなく「払う」ものであるという考えを持つべきだと思います。税金の大切さを学ぶことは、便利で安全な生活への第一歩だから。

## 住宅エコポイント制度 ～Q&A～

Q 先月下旬に成立した第3次補正予算ですが、その中で、住宅エコポイント 制度が再開したと伺ったのですが、その制度内容について教えてください。

A はい。先月21日に平成23年度第3次補正予算が成立し、その中で1446億円が計上され、住宅エコポイントを再開することとなりました。住宅エコポイント制度は、これまで住宅の省エネ化や住宅市場の活性化を 目的として実施されてきた事業です。今回、東日本大震災の被災地復興支援を目的に加え、制度の一部を見直し、「復興支援・住宅エコポイント制度」が始まりました。具体的な制度の内容ですが、一定の要件を満たすエコ住宅の新築またはエコリフォームに対してポイントを発行し、そのポイントをエコ商品や被災地の産品などと交換できる制度となっています。

Q エコポイント発行の対象は、エコ住宅の新築とエコリフォームということですが、それぞれ、詳しい内容を教えてくださいませんか？

A はい。まず、エコ住宅の新築についてですが、エコポイントの発行の対象となるのは、今年10月21日から来年10月31日までの間に建築着工した住宅となります。省エネ法のトップランナー基準相当の住宅や、平成11年の省エネ基準を満たす木造住宅の新築が対象で、一戸あたり被災地では30万ポイント、その他の地域では15万ポイントが発行されます。福島県は全域が被災地となりますので、福島県にエコ住宅を新築する場合は、30万ポイントが発行されます。また、新築する際、太陽熱利用システムを設置した場合にはさらに2万ポイントが加算されます。

Q エコリフォームについてはどうでしょうか？

A はい。エコリフォームについては、今年11月21日から来年10月31日までの間に、ポイントの対象となる工事を含むリフォーム工事に着手したものが対象となります。

ポイントの対象となる工事は、窓や外壁、屋根・天井、床の断熱改修です。これらに併せて、手すりの設置や段差の解消などのバリアフリー改修や太陽熱利用システム、節水型トイレなどの住宅設備の設置を行う場合、また、国土交通大臣が指定する住宅専門の保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険に加入した場合には、30万ポイントを上限として、対象工事等毎に決められているポイントが発行されます。また、窓や外壁等の断熱改修と併せて、耐震改修を行う場合は、30万ポイントの上限とは別に、15万ポイントが加算されます。

Q ポイントの申請方法や申請期限はどうでしょうか？

A はい。全国の申請窓口に必要な事項を記入した申請書類をお持ちいただくか、郵送にて申請できます。申請期限は、エコ住宅の新築については、一戸建ての住宅の場合は平成25年4月30日、共同住宅等の場合は同年10月31日など、エコリフォームについては、平成25年1月31日などとなっています。ポイントの交換については、平成27年1月31日までです。

復興支援・住宅エコポイント制度の詳細については、本制度のホームページ などをご覧ください。 <http://fukko-jutaku.eco-points.jp/>

川内村災害対策本部 〒963-0115郡山市南2丁目52ビッグパレットふくしま内

TEL0120-38-2119/FAX024-947-8531

<http://www.kawauchimura.jp>

川内村仮設診療所 024-947-9030 川内村社会福祉協議会 024-937-2717

